

B-2 受入品目

意見書 No	内 容
51-2	13 号廃棄物は、よく産廃の 19 種類の分類全てのものをコンクリートで固めたものであること。ばいじん等が入ってくることも考えられる。 コンクリート固化と言え、一見安全のように聞こえるけれども、雑なやり方になる可能性が高く、すぐにボロボロになって溶出すると思われる このような不安全要素をどのように払拭するのか教えて欲しいです。 13 号廃棄物とは、産業廃棄物を処分するために処理したもので、例えば「ばいじんを飛散しないようにコンクリートで固化した物」や「汚泥の流動性を無くすために固化した物」処分するために処分に適する形に処置を行った物などがそれにあたります。 そのコンクリート等で固化された内容物の有害物質濃度は、当然法で定められた各有害物質の規定値以下に限定された物となります。分かりやすく云えば、コンクリートの中に、特段濃度が高い物を封じ込めているわけではありません。単に飛散防止やダラダラ流れ出すのを防ぐためにコンクリートが使われているに過ぎません。 従いまして、例えコンクリート等が崩壊し内容物が溶出したとしても、他の受入品目と同等以下の規定値となります。
86	受入時のチェック体制、受入基準に合致しない搬入物の持ち帰り方法はどのようになっているのでしょうか。 日々濃度の変化する廃棄物にどのように対処していくのか具体的に示す必要があると思います。 処理依頼を受けた際には、排出事業者からの依頼廃棄物の性状に関して廃棄物委託仕様書、廃棄物特性・安全データシート・廃棄物の試験成績表や、それに代用できる廃棄物の特性が把握できる情報の提供を受けます。 これは、排出事業者が廃棄物を安全に処理するために必要な情報を事前に提出することが法により義務付けられているからであり、極めて厳格に遵守されます。 排出事業者との処分に係る委託契約を締結するためには、当然処理可能な許可基準に適合した物しか受入できませんので、これらがあって初めて受入条件が整ったことになります。 当社では、これに加え必要に応じ、初回搬入時に社内ないし第三者分析機関で確認のため検査確認を行います。さらに、継続取引案件については、年 1 回の検査確認を行います。 その他、受入れ時は担当者が必ず立会い、外観の確認を行います。 万が一、異常があると判断した場合には同様の確認を行い、問題があれば荷下ろしせずそのまま持ち帰らせることとし、排出事業者に対して原因説明および是正措置を要請します。 また、本計画において受入れる物に含まれる有害物質は、当然ではありますが基準値以下の物に限定しております。 濃度変化といっても、当然その基準値以下の物しか受入れません。また、基準値以下の物であ

	れば、濃度変化に幅があっても特段問題は御座いません。
96	処分予定物には燃え殻等（廃油、ゴムくず、廃プラスチック）も埋め立てる計画となっているが、焼却灰にはダイオキシン類が含まれていて飛散しやすいので、周辺の環境に影響を及ぼすことも考えられる。 大気、水質、底質、土壌の汚染がこわい。 有害物質の予測評価（説明会資料 P6）について、「フッ素及びその化合物」「ホウ素及びその化合物」の受入基準が示されていないが、全くないのか。
	燃え殻については、十分ダイオキシン類を除去できる性能を持った焼却炉からの燃え殻のみを受入れ、また事前にサンプリング等を行い、ダイオキシン類も基準値以下の燃え殻のみを受入れるため、大気、水質、底質、土壌の汚染は考えられません。 「フッ素及びその化合物」「ホウ素及びその化合物」については、汚染土壌は土壌汚染対策法に定められた受入基準に従い、基準以下の物のみ受入れます。産業廃棄物は、廃棄物処理法上に「フッ素及びその化合物」「ホウ素及びその化合物」の受入基準に関する規定は御座いませんが、契約時の受入基準を設定する予定で検討を進めています。
100-2	県外から持ち込まれる自治体別とその品目別の受入予定量はどれくらい予想されているか示してもらいたい。
	現状、浜松市内から発生した最終処分量の約 90%が市外へ、また県内から発生した多くの最終処分向け廃棄物も県外へ搬出されているため、まずはそうした廃棄物を受入れることが第一であると考えています。その上で、域外の廃棄物も受入れる予定で考えています。 ただし、具体的な各内外の割合については、未だ計画段階ですので現状では明確な数値は提示できません。上記の現状を踏まえつつ、地元からの需要に応えることをまず念頭に、今後計画を進めていくなかで、営業的部分での市場調査を進めながら検討していく所存です。 品目別に関しても、同様に明確な数値は確定できません。概ねの数字として、全体では燃え殻 20%、汚泥（無機）45%、汚泥（有機）5%、ばいじん 20%、廃プラスチック類 5%、その他 5%程度を想定しています。
106-2-1	埋め立て基準に適合するか検査・分析を行い、適合不可は契約を行わないとしているが、持ち込み側ないし発生者側の分析報告書添付が受け入れの条件と理解してよろしいか。その場合の「検査・分析」とは具体的に何の項目をいうのか。埋め立て基準全項目か。
	排出事業者との処分に関する委託契約を締結するためには、当然処理可能な許可基準に適合した物しか受入できませんので、それを確認するための分析報告書等の添付を排出事業者に要求いたします。 これは、排出事業者が廃棄物を安全に処理するために必要な情報を事前に提出することが法に

	より義務付けられており、極めて厳格に遵守されます。 従って、御指摘のとおり「分析報告書添付が受入れの条件」となります。 また、検査項目については、必ずしも全項目を検査分析するわけではありませんが、その廃棄物に応じた検査分析項目が法で定められており、その項目についての報告書の提出を受けます。 当社は、これに加え必要に応じ、初回搬入時に社内ないし第三者分析機関で確認のため検査確認を行います。さらに、継続取引案件については、年1回の検査確認を行います。 これらにより、許可の範囲内基準で、且つ、安全に保管・処理が可能な廃棄物のみが搬入されることとなります。
106-2-2	毎回基準検査を廃棄物ごと実施するのか。 排出事業者との処分に関する委託契約を締結するためには、当然処理可能な許可基準に適合した物しか受入できませんので、それを確認するための分析報告書等の添付を排出事業者に要求いたします。 これは、排出事業者が廃棄物を安全に処理するために必要な情報を事前に提出することが法により義務付けられており、極めて厳格に遵守されます。 当社は、これに加え必要に応じ、初回搬入時に社内ないし第三者分析機関で確認のため検査確認を行います。さらに、継続取引案件については、年1回の検査確認を行います。 その他、受入れ時は担当者が必ず立会い、外観の確認を行います。 万が一、異常があると判断した場合には、同様の確認を行い問題がないと判断した物しか受入を行いません。 これらにより、許可の範囲内基準で、且つ、安全に保管・処理が可能な廃棄物のみが搬入されることとなります。
106-2-3	最終処分に紙くず、木屑、繊維くずがあるが、中間処理(減容)をしてこないのか。 当然、焼却処理などの中間処理施設での減容が行われますし、時代の要請に従い可能な限り分別などにより再資源化が行われます。これらの処理の後に残った残さ物やその他中間処理が不可能な物、リサイクルが不可能な物などが最終処分場で処分すべき処理物となります。 しかしながら、一部には分別等が困難であるなどの理由から、主物に混在・付着が避けられずにこれらが搬入されてくる場合が御座います。ただしこれらは受入を予定している全体量に比べて極めて少ない物になると考えられます。
106-2-4	ダイオキシンを含有する可能性が高い燃え殻、煤塵とそれを含む汚染廃棄物(エアーフィルター等)、およびPCB汚染土壌については、受け入れ対象から除外する。確実な処分方法の確立まで排出者が保管。当該施設がクローズシステムとなっていないこと、および当該企業は本施設設置が最初のケースであり経験がないことによる。

	本計画施設では燃え殻・ばいじん等も受入れを行います、受入れる物は十分ダイオキシン類を除去できる性能を持った焼却炉からの燃え殻・ばいじん等のみとなります。また事前にサンプリング等を行って確認をし、ダイオキシン類・PCB が法で厳格に定められた基準値以下の物のみを受入れるため、それらによる汚染の心配はありません。 なお、確かに本施設はクローズシステムではありませんが、今回の事業計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水などについて万全の安全性を期すべく各種の対策を講じており、これまでもまたこれからも常にこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 また、例えば粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査（アセス）を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 当社の実績経験についてですが、当社では管理型最終処分場を既に保有しており、過去 20 年以上に亘って管理して参りました。この間、最終処分場においては、当然環境に影響を与えるような事故や行政処分も一切受けておらず、そうした部分でも、十分な経験を有していると申し上げて差し支えないものと考えます。
107-9	一般廃棄物の処理責任は市町村、産業廃棄物はその排出事業者自身と聞いているが、一般廃棄物と産廃はどう違うのか具体的に？ 御指摘のとおり、一番大きな違いは処理責任の違いです。 一般廃棄物の処理責任は市町村にあり、産業廃棄物の処理責任はその排出事業者自身にあるということです。 具体的には一般廃棄物とは、各家庭から排出されたゴミ、各事業者から排出された事務系廃棄物、およびそれらを処理した後の廃棄物が主となります。 一方、産業廃棄物とは、工場や建設現場から排出された燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など、廃棄物処理法で定められた物のことです。
108-1	「受け入れ基準に適合したもののみを受け入れる」とあるが、廃棄物が基準に適合しているかどうかの検査をいつ、どこで、誰が、どのように検査をするのか教えてほしい。 それは 50～100 年に渡って確保されるのか教えてほしい。 処理依頼を受けた際には、排出事業者からの依頼廃棄物の性状に関して廃棄物委託仕様書、廃棄物特性・安全データシート・廃棄物の試験成績表や、それに代用できる廃棄物の特性が把握できる情報他の提供を受けます。 これは、排出事業者が廃棄物を安全に処理するために必要な情報を事前に提出することが法により義務付けられているからであり、極めて厳格に遵守されます。

	排出事業者との処分に関する委託契約を締結するためには、当然処理可能な許可基準に適合した物しか受入れできませんので、これらがあって初めて受入条件が整ったことになります。 当社は、これに加え必要に応じ、初回搬入時に社内ないし第三者分析機関で確認のため検査確認を行います。さらに、継続取引案件については、年1回の検査確認を行います。 その他、受入れ時は担当者が必ず立会い、外観の確認を行います。 万が一、契約内容にある廃棄物の性状と相違があると判断した場合は、荷下ろしせずそのまま持ち帰らせることとし、排出事業者に対して原因説明および是正措置を要請します。 当然これらの一連の確認作業は、施設の稼働期間中は当然実施していくこととなります。
108-2	「適合しているかどうかの検査結果」を住民(特に浜松市市役所の環境関係部署)に周知するか教えてほしい。 処理物を受入れるにあたって排出事業者より提出された各種資料や検査の結果等については、当社において保管をすることとなりますが、排出事業者等の情報は個別取引情報となり、守秘義務等の制約もあることから皆様には開示することはできません。 行政立入時には当然これらを全て市に提示し、遵法性について確認を受けることとなります。
108-3	基準を超えた廃棄物を、埋め立てたらどうなるのか。 基準を超えた廃棄物を、埋め立てたら浜松市には埋め立て中止を勧告・命令を出す強い権限があるのか教えて欲しい。 廃棄物や汚染土壌を受入れるにあたっては、事前の十分な分析および確認によって、許可の範囲で、且つ、安全に処理することが可能な物であることを十分確認した上で排出者様と契約をし、受入れを行うことから、法に定める受入基準に適さない廃棄物を埋め立てることは御座いません。 また、当然法に定める受入基準に適さない廃棄物を埋め立てた場合は、当該廃棄物の場外撤去とともに、行政処分を含む厳しい罰則を受けることとなります。併せて排出者に対しては、その責任を徹底して追及致します。
110-7	7：埋設物質の検証不可 イ：埋設物質は、複合物質が多い。化学的に検証しても検査手法に反応しない物質が素通りしてしまい、そのまま埋設される 化学的な検査手法については、検査方法が法律等で確立された精密な試験をおこなうため、カドミウムなどの有害物質が素通りしてしまうことはありません。 現段階で規制されていない有害物質や検査対象とならない物質は検査手法に反応しないことも考えられますが、仮にそのまま埋設されることがあったとしても、当社が計画している浸出水処理の工程は、二段階の凝集沈殿処理と生物処理のほか、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、キレート

処理を組み合わせた高度な処理プロセスとなっているため、検査手法に反応しない化学物質についても対応が可能であると考えております。